令和７年度（２０２５年度）熊本市介護サービス情報の公表に関する計画

１　目的

この計画は、介護保険法（以下「法」という。）第１１５条の３５に規定する「介護サービス情報公表」制度の施行のため、介護保険法施行令第３７条の２の３第１項に規定する介護サービス情報の報告等に関する計画を定めるものとする。なお、調査の実施については、別に定める調査指針により実施する。

２　計画の基準日

令和７年（２０２５年）４月１日

３　計画の期間

令和７年（２０２５年）４月１日から令和８年(２０２６年)３月３１日まで

４　報告の対象となる事業所等

令和７年度（２０２５年度）対象サービス（別紙１）を提供する事業所のうち、次のいずれかに該当する者

（１）計画の基準日前１年間において、介護報酬（利用者負担を含む。）の支払いを受けた金額が１００万円を超える事業所等（以下「既存事業所」という。介護保険法施　　　行規則第１４０条の４３第２項に規定する「医療みなし」及び「施設みなし」に係 る事業所等を含む。）

（２）令和７年（２０２５年）４月以降、新規に指定を受けた事業所等（以下「新規事　　　業所」という。介護保険法施行規則第１４０条の４３第２項に規定する「医療みなし」及び「施設みなし」に係る事業所等を除く。）

（３）上記（１）（２）のいずれにも該当しないが、任意で介護サービス情報を公表することを別紙様式１により申し出た事業所等（以下「任意事業所」という。）

５　報告の内容

報告期限前のできるだけ直近の情報を報告する。

（１）既存対象事業所が報告する内容は、介護保険法施行規則第１４０条の４５に規定する別表第１（以下「基本情報」という。）及び別表第２を必須とする。

（２）新規対象事業所が報告する内容は、基本情報を必須とする。

（３）任意対象事業所が報告する内容は、基本情報を必須とする。

６　報告の方法

各対象事業所は、原則として、インターネットにより、介護サービス情報公表システムにログインし、当該システムに入力する方法で報告する。なお、システムログインに必要なパスワードは、新たに報告の対象となった場合に、事業所ごとに付与する。

７　報告の期限及び公表の時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業所 | 報告の期限 | 公表の時期 |
| (1) 既存事業所 | 令和7年9月30日 | 令和7年10月 |
| (2) 新規指定事業所 (令和7年 4月～ 6月) | 令和7年9月30日 | 令和7年10月 |
| (3) 新規指定事業所 (令和7年 7月～ 9月) | 令和7年11月30日 | 令和7年12月 |
| (4) 新規指定事業所 (令和7年10月～12月) | 令和8年2月28日 | 令和8年 3月 |
| (5) 新規指定事業所 (令和8年 1月～ 3月) | 令和8年5月31日 | 令和8年 6月 |

８　事業所の調査

事業所等からの報告に関して必要があると認めるときは、法第１１５条の３５第３項　に定める調査を、別に定める指針に基づき実施する。なお、法第１１５条の３５第３項に関わらず、自ら調査を希望する事業者は、令和７年（２０２５年）１１月２８日（金）までに、別紙様式２を提出するものとする。この場合、調査手数料（１８，０００円）については、調査の実施が通知された後、調査期日までに、熊本市収入証紙で納入するものとする。

９ その他

（１）介護サービス提供の廃止･休止の取り扱い

既存対象事業所等が報告期限前に廃止又は休止した場合には、報告義務がないものとする。

（２）介護サービス情報の更新の取り扱い

基本情報の内容に変更があった場合、事業者の報告に基づき、速やかに公表する。

（３）是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取り扱い

熊本市長から法第１１５条の３５第４項の規定に基づく報告内容の是正又は調査　　 を受けることを命じられた事業者に係る介護サービス情報については、調査等必要な確認を行った上で公表する。

（４）本計画に定めるもののほか、介護サービス情報の公表に関する詳細な取り扱いについては、熊本市ホームページに掲載する。

１０　報告先

熊本市 健康福祉局　高齢者支援部 介護事業指導課

　　　　住 所：〒８６０－８６０１ 熊本市中央区手取本町１番１号

　　　　電 話：０９６－３２８－２７９３

FAX ：０９６－３２７－０８５５

　別紙

令和７年度（２０２５年度）「介護サービス情報の公表」対象サービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | グループ名称 |  |
| 1 | 指定居宅サービス | ●訪問介護●訪問入浴介護●訪問看護  ●訪問リハビリテーション  ●通所介護●通所リハビリテーション  ●福祉用具貸与●特定福祉用具販売  ●特定施設入居者生活介護  ●短期入所療養介護●短期入所生活介護 |
| ２ | 指定居宅介護支援 | ●居宅介護支援 |
| ３ | 介護保険施設 | ●介護老人福祉施設●介護老人保健施設  ●介護医療院 |
| ４ | 指定地域密着型サービス | ●夜間対応型訪問介護  ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護  ●地域密着型通所介護●認知症対応型通所介護  ●地域密着型特定施設入居者生活介護  ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  ●認知症対応型共同生活介護  ●小規模多機能型居宅介護  ●看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） |
| ５ | 指定介護予防サービス | ●介護予防訪問入浴介護●介護予防訪問看護  ●介護予防訪問リハビリテーション  ●介護予防通所リハビリテーション  ●介護予防福祉用具貸与  ●特定介護予防福祉用具販売  ●介護予防特定施設入居者生活介護  ●介護予防短期入所生活介護  ●介護予防短期入所療養介護 |
| ６ | 指定地域密着型介護予防サービス | ●介護予防認知症対応型通所介護  ●介護予防認知症対応型共同生活介護  ●介護予防小規模多機能型居宅介護 |